

国立大学法人京都教育大学教育研究支援基金規則

平成23年12月19日 制 定

(設置)

第1条 国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人京都教育大学教育研究支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(基金の目的)

第2条 この基金は、高い倫理観や使命感を持ち、優れた資質・能力を有する教師を始めとして、広く地域社会に貢献する人材の育成を支援することを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の各号に掲げる寄附金をもって構成する。

- 一 本学に関係する故人又は遺族の遺志に基づき寄附された寄附金
- 二 京都教育大学120周年記念事業で寄附された寄附金
- 三 社団法人京都教育大学同窓会の法人解散に伴って寄附された寄附金
- 四 京都教育大学の教育研究の振興のために寄附された寄附金

(基金原資)

第4条 基金原資は、第3条第一号から第三号までの寄附金とする。

- 2 事業資金を、基金原資へ繰り入れることができる。
- 3 原則として、基金原資は取り崩さない。

(事業資金)

第5条 事業資金は、基金の運用利息等及び第3条第四号の寄附金をもって充てる。

(実施事業)

第6条 基金による実施事業は、次に掲げるものとする。

- 一 学生・院生の修学支援事業
 - イ 経済的支援を必要とする学生への奨学金事業
 - ロ 就職活動に対する支援事業
 - ハ 課外活動及び自主研究に対する支援事業
 - ニ 社会的活動（ボランティア等）支援事業
 - ホ 国際交流活動推進支援事業
- 二 教育研究活動推進支援事業
- 三 その他学長が特に認めた事業

(管理運営)

第7条 次の各号に掲げる基金の管理運営に関する事項は、役員会において審議する。

- 一 基金の管理に関する基本的な事項
- 二 基金による事業計画に関する事項
- 三 基金の予算及び決算に関する事項
- 四 基金への寄附金の募集に関する事項
- 五 その他基金の管理・運営に関する事項

(予算及び決算の区分)

第8条 基金の予算及び決算は、基金原資と事業資金を区分し、かつ、事業資金の収支を運用果実による事業と第3条第四号の寄附金による事業に区分して行うものとする。

(基金の取扱い)

第9条 基金に係る寄附金の取扱いは、この規則に定めがある場合を除くほか、国立大学法人京都教育大学寄附金取扱規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 「京都教育大学教育・研究振興基金の運用に関する内規」(平成9年10月15日)は廃止する。